

平成22年8月30日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年8月13日から平成22年8月19日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/08/30)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年8月13日～8月19日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	37	71	1	0	0	109
職業安定局	171	57	33	0	1	262
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	3	6	0	0	0	9
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	2	1	0	0	0	3
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	213	135	34	0	1	383

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	71
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	197
法令遵守違反に関するもの	3
その他	112

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年8月13日～8月19日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	37 件	71 件	1 件	0 件	0 件	109 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	24 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	33 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	51 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	残った年次有給休暇は、企業に買上げを義務付けるべきである。	①	年次有給休暇は、労働者を休養させることにより、労働者の心身の疲労を回復させる等を目的としていることなど制度の趣旨を説明し、ご理解いただきました。
2	中小企業にとって労働者の健康診断受診費用は多大な出費である。労働者に受診費用を負担させても良いのではないか。	①	法令により、事業者健康診断実施の義務が課されていることから、その費用は事業者が負担すべきものであることを説明し、ご理解を求めました。
3	就業規則の変更届を提出するよう監督署から指摘を受けて数年前に作成し提出しているが、関係する法律改正が毎年のようにあると、その都度必要に応じ作成し提出しているが、何度も提出することは納得いかない。	①	就業規則の内容が変更した際は、その都度届出を行っていただく必要があることを説明し、ご理解をいただきました。
4	労働災害の発生に係わって職員から事情を聞かれたが、言葉遣いが厳しく、態度が横柄であった。	①	職員に対して、聴取中の言葉遣いや態度について改めるよう指導したこと、今後とも職員の待遇等について研修や会議等を通じて改善を図っていくことをお伝えし、ご理解を求めました。
5	臨検監督と称し、予告もなく訪問されても迷惑だ。あらかじめ日時を調整の上、臨検監督を実施すべきである。	①	事業場の現状を的確に把握するため、労働基準監督官による監督指導は原則として予告することなく実施していることを説明し、ご理解をいただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	クレーンの検査書の書換え申請書の様式が労働局ホームページに掲載されていない。	① ②	厚生労働省のホームページに該当する様式が掲載されているので、そこからダウンロードしていただきたい旨説明し、ご理解いただきました。 また、お問い合わせいただいた労働局のHPについては、様式集の中に厚生労働省のホームページへのリンクを貼りました。
7	建設業をやっているが、現場の職長教育のやり方について、どのようにやってよいのか分からないので、教えてもらいたい。	①	職長教育に関する資料をお渡して、関連する安衛法令の規定等をご説明いたしました。
8	労災保険の精神障害に関する業務上外の調査に、何か月もかかるのは時間がかかりすぎではないか。	①	業務上外等の労災認定に関する調査については、迅速処理に努めていますが、事案の内容によっては、処理が長引くこともあることを説明し、ご理解をいただきました。
9	石綿事案に係る給付については、労災保険料からではなく一般拠出金から給付すべきだ。	①	業務に起因する疾病等に係る給付については労災保険から給付することになっており、石綿に係る給付のみを例外扱いすることはできない旨説明し、ご理解をいただきました。
10	労働保険は強制保険ではなく、任意保険にすべきである。	①	労働保険は、労働者のセーフティネットとして、原則として労働者を雇用する全ての事業について適用があることにつき説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 小野 聡(内線5655) (直通:03-3502-5352)

平成22年8月13日～8月19日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	171 件	57 件	33 件	0 件	1 件	262 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	41 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	159 件
	法令遵守違反に関するもの	2 件
	その他	60 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの駐車場が混んでいる。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
4	毎年8月に雇用保険の基本手当日額の再計算がされているが、そのために日額が下がってしまい、不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業期間中の生活の安定を図るために支給するものですが、その額は労働者の平均給与額の変動比率に応じて、毎年引き上げ又は引き下げを行うことが、雇用保険法において決められている旨ご説明し、ご理解を求めました。
5	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
7	労働者派遣法に係る専門26業務について、派遣元事業主及び派遣先から専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての明確な解釈を教えてください。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	社会保険未加入と言うことで求人を受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	ハローワークの庁舎内が暑いので、設定温度を低くしてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年8月13日～8月19日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	6件	0件	0件	0件	9件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	中小企業子育て支援助成金に係る疑義に対する回答が遅い。		本件については、取扱いに慎重を期し検討に時間を要したため回答が遅くなったことについて陳謝及びご説明し、ご理解をいただきました。
2	中小企業子育て支援助成金の申請手続き変更について、4月1日時点で変更内容の周知を行っているべきではないか。		変更についてご説明し、ご理解をいただきました。
3	中小企業子育て支援助成金は、平成18年4月1日以降初めて育児休業を開始した従業員がいる事業主に支給することとなっているが、何故、平成18年4月1日で、支給の有無を分けるのか。制度を進めるための助成金であれば、平成18年4月1日以前であっても支給対象として欲しい。		制度の趣旨をご説明し、ご理解をいただくとともに、貴重なご意見として承りました。
4	助成金担当以外の者にも研修を実施し、助成金の内容、支給要件について説明できるようにすべきではないか。		当該雇用均等室においては、助成金担当以外の者にも、助成金に係る研修を実施することといたしました。
5	女性は、妊娠・出産に加え、男性から育児・介護を押しつけられ、男性と同様に働けず、生涯賃金に男女差が生じていることから、男性に育児休業・介護休業の取得を義務付けるべきではないか。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	介護休業の要件が、介護保険と異なるのは休業を認めるか否かの判断にあたり困難なので、統一してもらいたい。同じ厚生労働省なので何とかしてほしい。母健カードのように介護の必要性について医師の判断を受けやすい仕組みを作っていたきたい。		貴重なご意見として承りました。
7	厚生労働省作成の育児・介護休業等の規定例では、育児休業の申出を行えば、すべての者に育児休業が認められるような表現となっているので、訂正して欲しい。		規定例の内容についてご説明するとともに、より分かりやすい資料作成のため、貴重なご意見として承りました。
8	正社員と全く同じ業務をしているフルタイムの契約社員は、正社員に比べて労働条件が悪い。これを改善しない限り格差問題は解決しない。		貴重なご意見として承りました。
9	労働局各部署、監督署、県庁などから、頻繁に調査、書類提出の依頼があるが、企業負担を考慮し、これらは年に一度まとめて実施して欲しい。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年8月13日～8月19日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	1件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	「入院期間が180日を超える入院」の保険外併用療養費の徴収について、徴収の対象外となる患者の状態等に「原因不明の広範囲腹壁皮膚壊死にて治療中」というのは該当しないのか。しないのであれば今後、該当するようにして欲しい。	① ④	① 現行制度では費用徴収の対象外にならないこと、また制度への要望として担当部局にご意見を伝えることを説明し理解を得ました。
2	経済的に苦しいため一部負担金が支払えず、医療機関で受診することができない。また、障害認定や介護認定を受けるためには、診断書が必要となるが、費用が高額なため診断書を提出することもできない。 生活保護は受けたくないのに、医療保険で障害認定や介護認定を受けるために必要な費用(診断書料等)を助成する制度を創設してほしい。	① ④	① 生活保護制度について説明し、医療保険による助成制度創設についての要望は本省に報告させていただき旨をお伝えしました。
3	娘が1日から会社を変わり5日に退職をした。5日分の給料から1ヶ月分の健康保険料を天引きされた。6日からは無職になったのに国民健康保険に加入しなければならず、また1ヶ月分の保険料を取られた。保険料の2重取りになっておりおかしい。改めるべきだ。	① ④	① 現行の制度では同月に入退職があった場合は1ヶ月分の健康保険料が発生することを説明しましたが、制度を改めるべきだとのご意見をいただき、本省に報告する旨お伝えしご理解いただきました。
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。